

条 例 見 直 し 調 書

作成年度	平成 24 年度
------	----------

条 例 名	神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例		
条 例 番 号	平成 18 年神奈川県条例第 67 号	法 規 集	第 5 編第 4 章
所 管 課	環境農政局環境保全部廃棄物指導課		
条 例 の 概 要	廃棄物に係る環境への負荷の低減を図り、良好な生活環境を保全するため、廃棄物の不適正処理の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定めてい る。		
視 点	検 討 内 容	備 考	
必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	本条例は、廃棄物の不適正処理の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定めることにより、廃棄物に係る環境への負荷の低減を図り、もって良好な生活環境を保全することを目的として定めたものであり、必要な条例である。		
有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	本条例に基づき、産業廃棄物の保管場所の届出、調査等の請求等による施策を実施するとともに、県、事業者等各主体の責務、海岸等における美しい環境の保全等を定めており、近年、大規模な不法投棄等の発生がないなど、良好な生活環境を保全するため有効に機能している。	過去 5 年間の不法投棄状況（箇所・量） 平成 19 年度 1, 128 箇所・458 t 平成 20 年度 1, 291 箇所・373 t 平成 21 年度 1, 474 箇所・323 t 平成 22 年度 1, 660 箇所・336 t 平成 23 年度 1, 580 箇所・292 t	
検討	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	産業廃棄物の保管場所の届出、調査等の請求等による施策を通じ、不適正処理に対する早期発見・早期対応が図られており、効率的な運用がなされている。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	本条例は、かながわグランドデザイン・基本構想第 2 章 2(1)に掲げられている「循環型社会づくり」の内容に適合しており、県政の基本的な方針と齟齬をきたすものではない。	かながわグランドデザイン ○循環型社会づくり ・「循環型社会の実現に向けて、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（3 R）を推進します。」 ・「廃棄物の適正処理を推進するとともに、不法投棄の監視活動や不法投棄物の早期撤去などによる不法投棄防止対策の充実を図ります。」

適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、良好な生活環境を保全するための必要最小限の規制であり、憲法・法令に抵触するものではない。	
	その他	
見直し結果	理由 <input checked="" type="checkbox"/> 改正・廃止の必要はない。 <input type="checkbox"/> 改正・廃止を検討する。	特記事項 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。
次回見直し予定	平成 29 年度	見直し規定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無